

北海道開発局 国民保護計画

平成18年12月

国土交通省
北海道開発局

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第2章 平素の備え	2
第1節 活動体制の整備	2
1 北海道開発局における情報共有	
2 情報連絡体制の整備	
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	
(2) 通信体制の整備	
3 緊急参集体制及び活動体制の整備	
4 特殊標章の交付等	
第2節 関係機関との連携	3
第3節 国民への情報提供の備え	3
第4節 警報の通知体制の整備	3
第5節 避難・救援に関する備え	3
1 避難措置の指示の通知体制の整備	
2 避難及び救援に対する支援に関する備え	
第6節 所管する施設の安全確保に関する備え	3
1 生活関連等施設の安全確保に関する備え	
2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え	
第7節 運送に関する備え	4
1 代替輸送に関する備え	
第8節 交通の管理に関する備え	4
第9節 武力攻撃原子力災害への備え	5
第10節 応急の復旧に関する備え	5
第11節 訓練・啓発等の実施	5
1 訓練の実施	
2 職員等への啓発	
第3章 武力攻撃事態等への対処	6
第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡	6
第2節 活動体制の確立	6
1 国土交通省武力攻撃事態等対策本部等への対応	
2 北海道開発局武力攻撃事態等対策本部の設置等	
(1) 北海道開発局武力攻撃事態等対策本部の設置	
(2) 開発建設部武力攻撃事態等対策本部の設置	

3	情報収集及び報告	
(1)	情報収集及び報告	
(2)	通信体制の確保	
4	緊急参集の実施	
第3節	安全の確保	7
第4節	関係機関との連携	7
第5節	国民への情報提供	8
第6節	警報の通知及び伝達	8
第7節	避難・救援に関する措置	8
1	避難措置の指示の通知及び伝達	
2	避難・救援に対する支援	
第8節	所管する施設の適切な管理及び安全確保	8
1	生活関連等施設の安全確保	
2	生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保	
第9節	交通の管理	9
第10節	武力攻撃原子力災害への対処	9
第11節	安否情報の収集	10
第12節	国民との連携等	10
第4章	応急の復旧	11
第1節	輸送路の確保に関する応急の復旧等	11
1	道路の応急の復旧	
2	港湾・漁港施設等の応急の復旧	
3	空港施設の応急の復旧	
第2節	ライフライン施設の応急の復旧	12
第3節	その他の応急の復旧等	12
第5章	復旧等に関する措置	13
第1節	国民生活安定のための措置	13
第6章	緊急対処事態への対処	14
第1節	活動体制の確立	14
1	北海道開発局緊急対処事態対策本部の設置	
2	開発建設部緊急対処事態対策本部の設置	
第2節	警報の通知及び伝達	14
第3節	緊急対処保護措置の実施	14
第7章	計画の適切な見直し	15

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき作成された「国土交通省国民保護計画」（平成17年10月28日閣議決定）のうち、北海道開発局の所掌事務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

北海道開発局が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、「国土交通省国民保護計画」第1章第2節の基本方針に基づくものとする。また、本計画に基づき、当該計画の中で地方公共団体等が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置についても関係省庁の地方支分部局と連携し、積極的な支援を行うものとする。

なお、本章以降における「国民保護措置」及び「緊急対処保護措置」については、北海道開発局の所掌にかかわるものをいうものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1 北海道開発局における情報共有

国民保護措置、緊急対処保護措置などに関しては、北海道開発局（以下「局内」という。）において、平素から連絡及び調整を図り、情報共有をしておくものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

武力攻撃の兆候、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報など所掌事務に係る情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ決めておくものとする。

夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても局内の連絡を確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定等障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。

平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

3 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための北海道開発局における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集、職員の地方公共団体への派遣等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。

緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。

防災のための備蓄を活用しつつ、庁舎の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

4 特殊標章の交付等

政府が定める国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書等の交付等に関する基準及び手続等に基づき、特殊標章等の交付等のために必要な手続を定めるものとする。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁の地方支分部局、地方公共団体等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体相互の広域的な連携体制の整備が実施される際には、必要な協力を行うよう努めるものとする。

第3節 国民への情報提供の備え

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報などの情報を、報道機関への発表、北海道開発局ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報の通知体制の整備

国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「本省対策本部」という。）から警報が通知された場合において、開発建設部長に対し、警報の迅速かつ確実な通知及び伝達を行うため、連絡先の把握、連絡方法、連絡手順等必要な事項を定めるものとする。

第5節 避難・救援に関する備え

1 避難措置の指示の通知体制の整備

本省対策本部から避難措置の指示が通知された場合において、開発建設部長に対し、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うため、警報の通知に準じて、必要な体制を整備するものとする。

2 避難及び救援に対する支援に関する備え

北海道開発局が管理する施設が北海道知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

応急仮設住宅等の建設が円滑に進められるよう、必要な体制の整備に努める。

第6節 所管する施設の安全確保に関する備え

1 生活関連等施設の安全確保に関する備え

北海道又は施設管理者等と必要に応じ連携しつつ、所管する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条に規定する施設及び国営土地改良事業で造成された農業用ダムをいう。以下同じ。）の名称、所在地、管理者及び連絡先について把握するものとする。

北海道がその区域内に所在する生活関連等施設の把握を行う場合において、必要に応じて、北海道開発局で把握すべき生活関連等施設の名称、所在地、管理者及び連絡先について北海道に提供するなどの支援を行うものとする。

所管する生活関連等施設について、各施設の特性に応じ、資機材の整備、巡回の実施の在り方など「安全確保の留意点」が定められた場合、所管する生活関連等施設管理者に対し、周知するものとする。

「安全確保の留意点」を踏まえつつ、北海道開発局が管理する生活関連等施設の「安全確保措置（生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置をいう。以下同じ。）の実施の在り方」を定めるものとする。安全確保措置の実施に関して、必要に応じ、北海道警察本部及び第一管区海上保安本部等に対し助言を求めるものとする。

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え

庁舎など北海道開発局が管理する施設で、生活関連等施設以外のものについて、武力攻撃事態等において、災害や事故への対応に準じて、利用者の避難誘導など必要となる措置の実施のための体制の整備を行うものとする。

下水道施設について、代替性を確保するため、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

第7節 運送に関する備え

1 代替輸送に関する備え

道路、港湾、空港等の施設の整備に当たっては、武力攻撃事態等により被災した場合等に備え、代替性の確保に努めるものとする。

第8節 交通の管理に関する備え

武力攻撃事態等において、道路管理者が北海道警察本部と連携して、道路利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるように、必要な体制を整備するものとする。

第9節 武力攻撃原子力災害への備え

武力攻撃原子力災害に際しての関係機関との連絡方法、意思決定方法、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルが策定された場合には、その内容を局内に周知するものとする。

武力攻撃原子力災害の発生時における情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関との連携体制の整備、その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、北海道開発局防災業務計画（原子力災害対策編）の定めのとおりにより行うものとする。

第10節 応急の復旧に関する備え

武力攻撃事態等において、所管する施設及び設備の応急の復旧を行うため、それぞれ自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第11節 訓練・啓発等の実施

1 訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

2 職員等への啓発

国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など職員に対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。

国民保護措置の円滑な実施を図るため、所管する施設の管理者等に対する国民保護知識の普及・啓発に努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、別に定めるところにより速やかに本省対策本部（国土交通省本省）への情報連絡を行うものとする。

武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、直ちに、情報連絡のために必要な通信手段を確保するとともに、速やかに所管する施設等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 国土交通省武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、本省対策本部が設置された場合には、北海道開発局が所掌する範囲内において国民保護措置の推進を図るものとする。本省対策本部の設置について通知の連絡があった場合には、警報の通知に準じて、直ちに開発建設部長にその旨を連絡するものとする。

地方公共団体に国民保護対策本部が設置され、地方公共団体の長から職員の派遣要請又はあっせんを受けた場合には、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り職員を派遣するものとする。

2 北海道開発局武力攻撃事態等対策本部の設置等

(1) 北海道開発局武力攻撃事態等対策本部の設置

本省対策本部が設置された場合であって、所掌する範囲内において国民保護措置などを実施する必要があるときは、直ちに北海道開発局長（以下「局長」という。）を本部長とする北海道開発局武力攻撃事態等対策本部（以下「本局対策本部」という。）を設置するものとする。本局対策本部を設置したときは、その旨を本省対策本部に連絡するものとする。

本局対策本部は、局内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び局内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本局対策本部を設置した場合には、本省対策本部、開発建設部、北海道、その他関係機関に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。

本局対策本部は、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

この計画に定めるもののほか、本局対策本部の組織及び職務代行順などの運営に関する事項については、局長が別に定めるところによるものとする。

(2) 開発建設部武力攻撃事態等対策本部の設置

開発建設部は、本局対策本部が設置された場合であって、所掌する範

圏内において国民保護措置などを実施する必要がある場合には、開発建設部長を本部長とする本局対策本部に準じた組織（以下「開発建設部対策本部」という。）を設置するものとする。

開発建設部対策本部を設置したときは、その旨を本局対策本部に連絡するものとする。

3 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報など、北海道開発局の所掌に係る武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本局対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、本省対策本部に報告するものとする。

本局対策本部は、本省対策本部から武力攻撃事態等の状況、関係機関の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、局内での共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに本省対策本部に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

4 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員に緊急参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、北海道開発局職員ほか、北海道開発局の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

国民保護措置を安全に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を交付し、使用させるものとする。

第4節 関係機関との連携

本省対策本部、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、その他関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

北海道知事等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 国民への情報提供

本省対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報等の情報を、報道機関への発表、北海道開発局ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の通知及び伝達

本省対策本部から警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、開発建設部対策本部長に対して迅速かつ確実に警報を通知するものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

1 避難措置の指示の通知及び伝達

本省対策本部から避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、開発建設部対策本部長に対して避難措置の指示の通知を行うものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

2 避難・救援に対する支援

北海道開発局が管理する施設であって、あらかじめ北海道知事から避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

北海道知事から救援を行うに当たって支援を求められた場合には、物資の入手可能経路等の情報提供、専門知識を有する職員の派遣、所管事業者に対する協力の依頼等の必要な支援を行うものとする。

北海道知事から応急仮設住宅等の建設について支援の求めがあった場合には、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第8節 所管する施設の適切な管理及び安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

北海道開発局が管理する生活関連等施設について、巡回警備の強化など速やかに安全確保措置を講ずるものとする。

北海道開発局が管理する生活関連等施設の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じて関係機関に対し、助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など北海道知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、所管する生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、北海道知事に対しその旨を通知するものとする。

所管する生活関連等施設の管理者に対し安全確保措置の実施を要請する場合には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、北海道開発局が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施についても同様とする。

所管する生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

所管する生活関連等施設の管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。また、支援の求めがない場合においても、自ら必要があると認めるときは、所管する生活関連等施設の安全確保に関し支援を行うものとする。

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保

生活関連等施設以外の所管する施設のうち北海道開発局が管理するものについては、巡回の強化など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置の実施に努めるものとする。

生活関連等施設以外の所管する施設のうち北海道開発局が管理する施設以外のものについては、必要に応じて、巡回の強化など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置について、指導、助言等を行うものとする。

第9節 交通の管理

道路管理者が通行禁止等の必要な措置を講じ、北海道警察本部と連携して直ちに住民等に周知徹底を図るための必要な支援を行うものとする。

第10節 武力攻撃原子力災害への対処

武力攻撃原子力災害への応急対策その他については、北海道開発局防災業務計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

第11節 安否情報の収集

安否情報を収集した場合又は所管する事業者等から安否情報の提供があった場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第12節 国民との連携等

国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に対し当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4章 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、所管する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。

地方公共団体等の関係機関と連携し、所管する分野全体にわたる被災情報及び応急の復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

本局対策本部は、必要に応じ、被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を本省対策本部に報告するものとする。

応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。

所管する施設に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のための措置について、北海道知事から求めがあった場合には、必要に応じ、支援を行うものとする。

北海道開発局が管理する施設における武力攻撃災害の軽減のため必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ、災害に関する研究を業務として行う指定公共機関に対し、武力攻撃災害の軽減、復旧などに関する協力を依頼するものとする。

北海道開発局が所管する農業施設の管理者に対して、必要に応じ、安全の確保に配慮した上で適切な管理を要請するとともに、求めがあった場合には、必要に応じて、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

第1節 輸送路の確保に関する応急の復旧等

道路、港湾、漁港、空港等の被災及び応急の復旧の実施状況等について情報収集・集約を行い、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急の復旧に努めるものとする。

1 道路の応急の復旧

北海道開発局が管理する道路について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

指定公共機関である道路管理者が管理する道路について被災情報の報告を受けるとともに、その応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

地方公共団体及び指定地方公共機関である道路管理者が管理する道路について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

自動車道事業者が管理する道路について、被災情報及び応急の復旧の

実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

2 港湾・漁港施設等の応急の復旧

北海道開発局が整備し、又は保有する開発保全航路及び港湾・漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、速やかにその旨を本省対策本部に報告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運送等の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

地方公共団体等が所有する港湾・漁港施設について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

3 空港施設の応急の復旧

国土交通省が管理する空港施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他空港施設の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

地方公共団体が管理する空港施設について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を行うものとする。

第2節 ライフライン施設の応急の復旧

下水道施設の災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、下水道事業者が速やかに応急の復旧を行えるよう支援するものとする。

第3節 その他の応急の復旧等

北海道開発局が管理する河川管理施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害拡大の防止の観点から必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。また、地方公共団体等が管理する河川管理施設についても、速やかに被災情報を収集するとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

都市公園等都市施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。

各省庁の地方支分部局と連携し、官庁施設の被害情報の収集を行うとともに、必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。

第5章 復旧等に関する措置

第1節 国民生活安定のための措置

北海道開発局が管理する河川管理施設、道路、港湾・漁港施設、空港施設及び土地改良施設について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行うなど適切に管理するものとする。

第6章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1 北海道開発局緊急処理事態対策本部の設置

国土交通省緊急処理事態対策本部（以下「本省緊急処理事態対策本部」という。）が設置された場合であって、北海道開発局が所掌する範囲内において緊急対処保護措置などを実施する必要があるときは、直ちに局長を本部長とする北海道開発局緊急処理事態対策本部（以下「本局緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。

本局緊急処理事態対策本部は、局内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び局内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本局緊急処理事態対策本部を設置した場合には、武力攻撃事態等の警報の通知に準じて、本省緊急処理事態対策本部、開発建設部、北海道、その他関係機関に対し、直ちにその旨を連絡するものとする。

本局緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

この計画に定めるもののほか、本局緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、局長が別に定めるところによるものとする。

2 開発建設部緊急処理事態対策本部の設置

開発建設部は、本局緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、所掌に係る緊急対処保護措置などを実施する必要がある場合には、開発建設部長を本部長とする本局緊急処理事態対策本部に準じた組織（以下「開発建設部緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。

開発建設部緊急処理事態対策本部を設置したときは、その旨を本局緊急処理事態対策本部に連絡するものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

緊急処理事態対策本部長が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第5章までの定めに基づいて行うこととする。

第7章 計画の適切な見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

この計画を変更したときは、速やかに、これを本省に報告するものとする。